

「PFIの現状と課題等についてのセミナー」実施について

内閣府民間資金等活用事業室では、PFI事業における政府の取組状況を広く普及することを目的とし、国の機関、地方公共団体、PFI事業の発案、受注に携わる民間の事業者及び関係者を対象として、PFIの現状や内閣府の取組みについての説明を行うとともに、「今後の我が国の経済社会においてPFIが果たすべき役割」と題してPFIをめぐる諸課題に係るパネルディスカッションを下記のように開催した。

【表題】「PFIの現状と課題等についてのセミナー」～現場の課題の解決に向けて～

【日時】平成19年3月8日(木)午後1時30分～午後5時

【場所】経団連会館 経団連ホール(東京都千代田区大手町1-9-4)

【内容】PFIに係わる取組み状況等(関係省庁連絡会議申合せを中心として)

内閣府民間資金等活用事業推進室参事官 町田裕彦

パネルディスカッション(今後の我が国の経済社会においてPFIが果たすべき役割)

パネラー(五十音順)

井熊 均 株式会社日本総合研究所創発戦略センター所長

井上 洋 社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長

白岩靖史 仙台市企画市民局総合政策部調整課事業手法調整(PFI)担当主事
(現・仙台市政策調整局秘書課主任)

野田由美子 PwCアドバイザリー株式会社 パートナー(現・横浜市副市長)

山内弘隆 一橋大学大学院商学研究科長兼一橋大学商学部長(モデレーター)

(陪席:町田裕彦 内閣府民間資金等活用事業推進室 参事官)

【参加者数】

経団連ホールの収容客数(補助席60席含む)510席に対し、当セミナー参加者は、506名(延べ)であった。内訳は公共(国、地方公共団体その他の公共機関)が133名、民間事業者等は373名であった。



【セミナー概要】

1. 冒頭挨拶

内閣府民間資金等活用事業推進室長である伊藤國男(当時)より、PFI法施行後数年が経過し、多様なPFI事業が出現してきており、そのような現状を踏まえ、「現場の課題の解決に向けて」と題し、内閣府で行っている各種取り組み状況の紹介や、有識者の方々によるPFIの課題とその解決策、今後の在り方などの幅広い議論を行うため開催するものと挨拶。

2. PFIに係わる取組み状況等(関係省庁連絡会議申合せを中心として)

内閣府民間資金等活用事業推進室参事官の町田より、平成18年11月22日付関係省庁連絡会議幹事会申合せの内容を中心とした説明を行った。説明では、同申合せの背景となった運営重視型事業の増加、発注者・受注者の意向や、EUにおける「競争的対話方式」の導入の状況等について解説した上で、特に同申合せのポイントとして、

全てのPFI事業に適用することが想定されているものではないこと

必要に応じて応募者ごとの対面・口頭による対話も可能であること

民間事業者の負担、審査の精度の観点から、応募者を絞り込むことが有益であること

落札者決定後の契約書案、入札説明書等の内容の変更は一切許されないものではなく、競争性の確保に反しない場合に限り変更は可能であること

等の申合せの内容について解説した。



3. パネルディスカッション

「今後の我が国の経済社会においてPFIが果たすべき役割」と題して、一橋大学の山内氏をモデレーターとしてパネルディスカッションを行った。

パネルディスカッションでは、はじめに各パネリストよりプレゼンテーションを行った上で、モデレーターの山内氏の提案により、新しい入札契約がPFIに与えるインパクトについて、我が国経済社会におけるPFIの役割及び今後のPFIの在り方、の2点に関して議論がなされた。

(1) 井熊均氏(株式会社日本総合研究所創発戦略センター所長)

- ・PFI導入によって、公共調達の世界において従来の仕様発注ではなく性能発注の考えが導入されたことは非常にインパクトがあった。
- ・性能発注によって、価格以外の要素が重要視される総合評価方式が活用されるようになったが、質の評価が高まると業界が寡占化しやすくなるため、今後は、寡占化した場合の競争環境の再構築が必要となる。
- ・制度の改正は重要なものだが、新しい手法を活用できる人材の存在如何でその手法の善し悪し、成果も変わってくる。したがって公共団体側の調達体制の整備を充実する必要がある。

(2) 井上洋氏(社団法人日本経済団体連合会産業第一本部長)

- ・日本経団連としては、PFIについて、多段階選抜・入札前協議の本格的導入、入札時の選定評価基準及び選定過程の公表、事業期間中の契約の見通しを妨げない方法であること、指定管理者制度とPFI制度の法的な整理、4つの要望がある。これらをベースに今後も政府に対し具体的な提言をしていきたい。

(3) 白岩靖史氏(仙台市市民企画局総合政策部調整課PFI担当)

- ・仙台市は全国の自治体では珍しく、PFI事業を総合的に管轄する部署があり、現在までに7つ程度のPFI事業を実施している。
- ・各事業を実施していく中で、PFIのような煩雑な制度をなぜ利用するのか、なぜ民間資金を使うのか、自治体職員の負担・不安・疑問、要求水準に関する官民の認識の差異、現場レベルの官民の認識のずれ、という現場でよく取り上げられる5つの課題がある。
- ・これらの課題については、政策手段の必要性を明確にし、要求水準、モニタリング、支払システムの3つを連携させたシステムを構築していくことで、官民の認識のギャップ等が埋まっていき、その上で対話を取り入れていけば、非常に大きな効果が挙げられると考えている。

(4) 野田由美子氏(PwCアドバイザリー株式会社パートナー)

- ・PFIの重要な理念、本質はVFMである。このVFMは4つの源泉から生み出されていると考えている。その源泉とは、アウトプットに基づいてライフサイクルで発注する仕組み、民が要求水準を満たしているかモニタリングし、それを支払に反映させる成果主義、透明性の高い選定方式による競争原理の徹底、官民のリスクテイクする能力を比較し、リスクの最適配分を行なうこと、の4点である。
- ・今後、日本の社会資本整備において、既存ストックの改修等の需要が高まることが予想される。一方で、国、地方ともに財政状態は非常に厳しい。このような状況を解決するためには、PFI制度の4つの特徴を応用することが解決策になると考える。
- ・PFI制度は、国民志向、単年度ではなく長期的な視野、成果主義の実現といった考え方をもち、それが官民双方の変革を促していくと考える。そしてそれらは、我が国の経済社会において問われていることと同種のことで、縮図であると思っている。

(5) パネルディスカッション

入札契約制度

- ・予定価格のプライシングは非常に大切であり、予定価格のプライシングがよければ落札率は高くなって当然。落札率が低くないといけないといった現在の風潮を懸念している。また対話による絞り込みも、どのようにするかは問題である。(井熊氏)
- ・対話方式は、相手を尊重したパートナーシップが大切である。それを担保するきちんとしたルールを確立することが効果的な運用の第一歩である。(白岩氏)
- ・グッドプラクティスの収集が、ノウハウの蓄積となり、対話方式の活用に繋がっていくものと思われる。(町田)
- ・実際に対話方式に近い方法で行なった刑務所の案件では、発注者と民間事業者の間の理解の齟齬が少なく、地域社会にも貢献する素晴らしい施設となった。このような結果になったのも対話の効果だと考える。(野田氏)
- ・対話方式を有効活用するには、発注者がこのPFIで何をやりたいか意図を明確にすることが大前提であると考えている。(山内氏)
- ・PFIは、10年、20年と長期に渡る事業であるので、当初の想定と異なる事態もおきてくると思われる。従って、官民の対話も最初の段階だけではなくて、事業開始後も双方で対話し続ける仕組み作りが非常に大切である。(井上氏)
- ・事業環境の変化等、事業期間の長期化による事業開始時の想定との乖離について、それらを想定した制度設計は、今後、日本のPFI制度にとって課題である。(山内氏)

今後のPFIのあり方

- ・我が国は少子高齢化、社会資本の老朽化等の様々な問題を抱えている中、我が国の税収は支出に比べ大変少なく、大幅な赤字となっている。企業経営に例えると破綻

状況に近い。このような状況を打開するには、PFI等の活用による歳出削減だとか、合築施設のような公有地の有効活用だとか、従来の官民の役割分担を見直すことが大切ではないか。(井上氏)

・民間の知恵を活用した社会資本整備によって地域社会全体が活性化していく、そのような案件もチャレンジしていくべきだと考えている。(野田氏)

・公共団体が肥大化した中で、本来公共だけが担えるものと民に任せても良いものを峻別する、そのような選択と集中の観点も大切であると考えている。(井熊氏)

・PFIの性格を考えるに、施設整備費を割賦払いで支払うので、そのインフラを今使用している人が、自分たちで費用負担しているとも言える。その意味でもPFIは財政再建に寄与していると考えられる。(山内氏)

